



株式会社キューソー流通システム

(第60回定時株主総会招集ご通知)

第60期 議案・ 事業報告等

2024年12月1日から2025年11月30日まで

開催日時

2026年2月25日（水曜日）午前10時
受付開始 午前9時

開催場所

ハイアットリージェンシー東京
地下1階「センチュリールーム」

株式会社キューソー流通システム

証券コード：9369

【交付書面】

目 次

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の配当の件	2
第2号議案 取締役9名選任の件	3
第3号議案 監査役2名選任の件	11

事業報告

1. 企業集団の現況	14
2. 会社の現況	26

連結計算書類 35

計算書類 38

監査報告 41

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の配当の件

剰余金の配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆さまへの利益配分を経営の重要な課題の一つとして位置づけております。内部留保金につきましては、健全な財務基盤を確保の上、新領域への成長投資や、業績などを勘案しながら、増配をめざしてまいります。

当期の期末配当につきましては、当社普通株式1株につき12円に、第60期の記念配当2円を加えた、合計14円とさせていただきたく存じます。

配当財産の種類	金銭
配当財産の割当てに関する事項 およびその総額	当社普通株式1株につき金 14円 (普通配当12円、第60期の記念配当2円) 配当総額 347,991,042円
剰余金の配当が効力を生じる日	2026年2月26日

(これにより、当期の年間配当金は中間配当金13.5円（普通配当11.5円、第60期の記念配当2円）と合わせて、1株につき27.5円となります。)

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役9名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。
つきましては、取締役9名の選任をお願いするものであります。
取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位及び担当	備考
1	富田 仁一 とみた じんいち	代表取締役社長 代表取締役執行役員	再任
2	犬塚 英作 いぬつか えいさく	取締役執行役員 専用物流事業担当 (開発本部管掌)	再任
3	岡田 敦 おかだ あつし	取締役執行役員 共同物流事業担当兼業務本部長	再任
4	高山 典之 たかやま のりゆき	取締役執行役員 関連事業担当兼海外推進室長	再任
5	山本 幸喜 やまもと こうき	取締役執行役員 管理担当兼人事本部長	再任
6	川又 義寛 かわまた よしひろ	社外取締役	再任 社外 独立
7	小西 宏和 こにし ひろかず	社外監査役	新任 社外 独立
8	稻橋 邦彦 いなはし くにひこ		新任 社外 独立
9	田中 元樹 たなか もとき		新任

候補者番号

1

とみ　た　じん　いち
富田 仁一

1964年1月20日生（満62歳）

再任

所有する当社の株式数

15,700株

取締役在任年数

6年（本総会終結時）

取締役会出席回数

14回／14回

[略歴]

1986年 4月	三英食品販売株式会社入社	2020年 1月	株式会社キユーソーエルプラン代表取締役社長
1990年12月	キユーピー株式会社入社	2020年 2月	当社取締役執行役員
2008年 7月	キユーピー株式会社広域CVS営業部長	2023年 2月	当社共同物流事業担当
2014年 7月	キユーピー株式会社フードサービス本部営業一部長	2024年 2月	当社関連事業担当
2015年10月	キユーピータマゴ株式会社営業本部副本部長	2025年 1月	当社代表取締役社長（現任） キユーソーサービス株式会社代表取締役社長（現任）
2017年 2月 コープ食品株式会社代表取締役社長			

■取締役候補者とした理由

食品事業に関する豊富な経験や経営者としての経験を有しており、グループを代表する取締役として選任するものであります。

重要な兼職の状況

キユーソーサービス株式会社
代表取締役社長

当社との特別の利害関係

なし

候補者番号

2

いぬ　つか　えい　さく
犬塚 英作

1963年1月9日生（満63歳）

再任

所有する当社の株式数

6,600株

取締役在任年数

5年（本総会終結時）

取締役会出席回数

14回／14回

[略歴]

1986年 4月	当社入社	2021年 2月	当社取締役（現任） 当社専用物流事業担当（現任）
2006年11月	当社倉庫事業部長	2024年 2月	当社グループ開発担当
2011年 4月	当社施設管理部長	2024年 9月	当社関連事業担当
2013年12月	当社執行役員（現任）	当社開発本部管掌（現任）	
2015年 2月	当社開発本部長		

■取締役候補者とした理由

当社における豊富な業務経験および物流事業に関する資質と見識を有しており、取締役として選任するものであります。

重要な兼職の状況

なし

当社との特別の利害関係

なし

候補者番号

3

おか
だ
岡田

あつし
敦

1968年8月15日生（満57歳）

再任

所有する当社の株式数

2,000株

取締役在任期数

2年（本総会終結時）

取締役会出席回数

14回／14回

【略歴】 1993年 3月 当社入社

2009年10月 当社関東事業部長代理

2010年 8月 当社武蔵野事業部長

2012年12月 当社営業本部長

2015年 2月 当社執行役員

2016年 2月 当社東日本支社長

2020年 2月 当社専用物流事業副担当

2021年 2月 当社上席執行役員

当社共同物流事業副担当兼

専用物流事業副担当

2023年 2月 当社共同物流事業副担当

2024年 2月 当社取締役（現任）

当社執行役員（現任）

当社共同物流事業担当（現任）

2024年 9月 当社業務本部長（現任）

■ 取締役候補者とした理由

当社における豊富な業務経験および物流事業に関する資質と見識を有しており、取締役として選任するものであります。

重要な兼職の状況

なし

当社との特別の利害関係

なし

候補者番号

4

たか やま のり ゆき
高山 典之

1967年7月19日生（満58歳）

再任

所有する当社の株式数

1,300株

取締役在任年数

1年（本総会終結時）

取締役会出席回数

11回／11回（就任後）

[略歴]

1994年 6月 当社入社
 2003年10月 当社運送部長
 2007年 8月 当社武蔵野事業部長
 2010年 8月 当社事業管理部長
 2012年12月 当社専用物流事業スタッフ
 2014年 2月 当社経営企画室長
 2016年 2月 当社総合企画推進室事業企画部長
 2017年 5月 当社海外推進部長
 2022年 2月 PT Kiat Ananda Cold Storage
 PT Ananda Solusindo
 PT Manggala Kiat Ananda
 PT Trans Kontainer Solusindo
 ヴァイスプレジデント

2023年 2月 当社執行役員（現任）
 当社海外推進室長（現任）
 2023年 4月 PT Kiat Ananda Cold Storage
 PT Ananda Solusindo
 PT Manggala Kiat Ananda
 PT Trans Kontainer Solusindo
 代表コミサリス（現任）
 2025年 2月 当社取締役（現任）
 当社関連事業担当（現任）
 2025年 3月 上海丘寿儲運有限公司董事長（現任）

■取締役候補者とした理由

当社の企画部門や業務部門における豊富な経験および海外物流事業に関する資質と見識を有しており、取締役として選任するものであります。

重要な兼職の状況

PT Kiat Ananda Cold Storage
 PT Ananda Solusindo
 PT Manggala Kiat Ananda
 PT Trans Kontainer Solusindo
 代表コミサリス
 上海丘寿儲運有限公司董事長

当社との特別の利害関係

なし

候補者番号

5

やま もと こう き
山本 幸喜

1971年2月20日生（満54歳）

再任

所有する当社の株式数

2,800株

取締役在任期数

1年（本総会終結時）

取締役会出席回数

11回／11回（就任後）

【略歴】 1994年 4月 当社入社

2003年 4月 当社中四国ブロック事業部長

2006年 4月 当社名古屋第一事業部長

2007年 9月 当社名古屋第二事業部長

2008年10月 当社労務部長

2013年 3月 上海丘寿儲運有限公司総經理

2015年 2月 当社人事部長

2015年 3月 上海丘寿儲運有限公司董事長

2017年 5月 当社経営企画部長兼上海丘寿儲運有限公司董事長

2018年12月 上海丘寿儲運有限公司董事長兼総經理

2020年 1月 フードクオリティーロジスティクス株式会社代表取締役

2020年 2月 当社経営推進本部長

2020年 3月 上海丘寿儲運有限公司董事長

2021年 2月 当社執行役員（現任）

2025年 2月 当社取締役（現任）
当社管理担当（現任）
当社人事本部長（現任）

■ 取締役候補者とした理由

当社の管理部門および業務部門における豊富な経験および海外物流事業に関する資質と見識を有しております、取締役として選任するものであります。

重要な兼職の状況

なし

当社との特別の利害関係

なし

候補者番号

6

かわ また よし ひろ
川又 義寛

1960年9月13日生（満65歳）

再任

社外

独立

所有する当社の株式数

－株

社外取締役在任期数

4年（本総会終結時）

取締役会出席回数

14回／14回

[略歴]	1989年10月	株式会社アールシーコア入社	2010年 6月	BIG FOOT MANUFACTURING,INC 取締役社長
	1999年 3月	株式会社アールシーコア本部営業部門責任者	2011年 4月	株式会社BESSパートナーズ 代表取締役社長
	2000年 6月	株式会社アールシーコア取締役	2011年 7月	CNW LOG HOMES OF AMERICA,INC 取締役社長
	2002年10月	株式会社アールシーコアマーケティング企画部責任者兼BESS部門責任者	2014年10月	株式会社ビジョナリーボード 代表取締役（現任）
	2004年 8月	株式会社アールシーコア経営企画部責任者	2022年 2月	当社社外取締役（現任）
	2007年 4月	株式会社アールシーコア常務取締役		
	2008年 1月	株式会社アールシーコア経営管理部責任者		

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

上場企業の取締役として海外での活動を含め豊富な経験があり、経営コンサルタントとしての視点から、経営戦略に関するアドバイスをいただくため、社外取締役として選任するものであります。また、川又義寛氏が選任された場合は、指名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、独立した立場から関与していただく予定です。

重要な兼職の状況

株式会社ビジョナリーボード
代表取締役

当社との特別の利害関係

なし

候補者番号

7

こにしひろかず
小西 宏和

1959年10月21日生（満66歳）

新任

社外

独立

所有する当社の株式数

－株

社外取締役在任年数

－

社外監査役在任年数

3年（本総会終結時）

取締役会出席回数

14回／14回

【略歴】 1983年 4月 日本ユニバック株式会社
 　　(現 BIPROGY株式会社) 入社
 　　2002年 4月 日本ユニシス株式会社
 　　(現 BIPROGY株式会社)
 　　中部支社公共営業部長
 　　2010年 4月 日本ユニシス株式会社
 　　エネルギー事業部長

2012年 4月 日本ユニシス株式会社執行役員
 　　2017年 4月 日本ユニシス株式会社常務執行役員
 　　第三ユニット長
 　　2018年 4月 日本ユニシス株式会社常務執行役員
 　　ビジネスイノベーション部門長
 　　2023年 2月 当社社外監査役（現任）

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

事業会社におけるIT・デジタルテクノロジーに関する豊富な事業経験と経営に関する資質・見識を有しており、当社の社外取締役として選任するものであります。また、小西宏和氏が選任された場合は、指名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、独立した立場から関与いただく予定です。

重要な兼職の状況

なし

当社との特別の利害関係

なし

候補者番号

8

いなはしきにひこ
稻橋 邦彦

1961年3月8日生（満64歳）

新任

社外

独立

所有する当社の株式数

－株

社外取締役在任年数

－

取締役会出席回数

－

【略歴】 1983年 4月 生活協同組合さいたまコープ（現 生活協同組合コープみらい）入協
 　　2000年 1月 生活協同組合さいたまコープ宅配部長
 　　2005年 6月 生活協同組合さいたまコープ常務理事
 　　2007年 6月 コープデリ生活協同組合連合会 執行役員 宅配事業本部長

2015年 1月 日本生活協同組合連合会 常務執行役員
 　　株式会社シーエックスカーゴ取締役
 　　2016年 6月 株式会社地球クラブ代表取締役
 　　2019年 6月 株式会社コープクリーン代表取締役

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

生活協同組合の理事等において、卸や物流に関する豊富な事業経験と経営に関する資質・見識を有していると考えておらず、当社の社外取締役として選任するものであります。また、稻橋邦彦氏が選任された場合は、指名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、独立した立場から関与いただく予定です。

重要な兼職の状況

なし

当社との特別の利害関係

なし

候補者番号

9

たなかもとき
田中元樹

1974年1月28日生（満52歳）

新任

所有する当社の株式数

- 株

取締役在任年数

-

取締役会出席回数

-

[略歴]	1999年 4月 キューピー株式会社入社	2025年 2月 キューピー株式会社執行役員（現任）
	2020年10月 キューピー株式会社生産本部 グループ生産戦略推進部長	キューピー株式会社経営推進本部長 (現任)
	2023年 2月 キューピー株式会社経営推進本部 経営企画部長	
	2024年 2月 キューピー株式会社経営推進本部 副本部長	

■ 取締役候補とした理由

食品事業および経営戦略に関する豊富な経験を有しており、経営計画推進のアドバイスをいただくため、取締役として選任するものであります。

重要な兼職の状況

キューピー株式会社

執行役員 経営推進本部長

当社との特別の利害関係

なし

（注）1. 川又義寛、小西宏和および稻橋邦彦の3氏は、社外取締役候補者であります。

2. 当社は取締役川又義寛氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届出をしております。取締役川又義寛氏の再任が承認され、取締役候補者小西宏和および稻橋邦彦の両氏の選任が承認された場合には、当社は3氏を独立役員とする予定であります。

3. 取締役候補者田中元樹氏は、当社の主要株主であるキューピー株式会社の業務執行者であります。

4. 業務執行取締役等でない取締役との責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。

当社は、当社と業務執行取締役等でない取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。当該責任限定契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該業務執行取締役等でない取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。当社は、社外取締役であります川又義寛氏と当該責任限定契約を締結しており、川又義寛氏の再任が承認された場合には当該責任限定契約を継続する予定であります。また、社外取締役候補者小西宏和および稻橋邦彦の両氏ならびに非業務執行取締役候補者田中元樹氏の選任が承認された場合には当該責任限定契約を締結する予定であります。

5. 当社は、取締役富田仁一、犬塚英作、岡田敦、高山典之、山本幸喜、川又義寛の6氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。ただし、当該補償契約によって会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするために、悪意または重過失の場合には補償の対象としないこととしております。なお、当社は、取締役富田仁一、犬塚英作、岡田敦、高山典之、山本幸喜、川又義寛の6氏の再任が承認された場合には当該補償契約を継続する予定であります。また、候補者小西宏和、稻橋邦彦、田中元樹の3氏の選任が承認された場合には、当社は3氏と当該補償契約を締結する予定であります。

6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役および監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。各候補者の選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約により被保険者の争訟費用、訴訟対応費用、調査対応費用、信頼回復費用等の損害が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするために、悪意または重過失の場合には填補の対象としないこととしております。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役藤岡晃氏は任期満了により退任され、社外監査役小西宏和氏は辞任されますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の本総会への提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

1

こうじもと あきひろ
糸木 明浩

1967年7月21日生（満58歳）

新任

所有する当社の株式数

－株

監査役在任年数

－年

取締役会および監査役会出席回数

取締役会 －

監査役会 －

[略歴]
1991年 4月 キューピー株式会社入社
2009年 8月 キューピー株式会社海外事業二部
東南アジアR & D担当
2010年 2月 KEWPIE (THAILAND) CO.,LTD.
出向
2012年10月 キューピー株式会社研究開発本部
研究推進部主幹研究員

2014年 9月 キューピー株式会社研究開発本部
研究推進部部長
2018年 7月 キューピー株式会社研究開発本部
食創造研究所長
2024年 7月 キューピー株式会社研究開発本部
未来創造研究所長（現任）

■ 監査役候補とした理由

食品製造に関する豊富な実務経験および海外に関する豊富な知見を有しており、監査役として選任するものであります。

重要な兼職の状況

キューピー株式会社
研究開発本部未来創造研究所長

当社との特別の利害関係

なし

候補者番号

2

あさいじゅんこ
浅井 純子

1974年6月7日生（満51歳）

新任

社外

独立

所有する当社の株式数

－株

監査役在任年数

－年

取締役会および監査役会出席回数

取締役会－

監査役会－

[略歴]	1998年 4月 中央監査法人入社	2025年 9月 浅井純子税理士事務所代表（現任）
	2007年 8月 新日本有限責任監査法人（現 EY）入社	
	2016年10月 浅井公認会計士事務所代表（現任）	
	2023年 9月 株式会社アワバリュー監査役（現任）	

■ 社外監査役候補者とした理由

公認会計士・税理士として財務及び会計・税務に関する豊富な知見を有しており、企業監査の実務経験も豊富であることから、その知見と経験に基づく客観的立場で経営を監督することを期待し、社外監査役として選任するものであります。

重要な兼職の状況

浅井公認会計士事務所代表
浅井純子税理士事務所代表
株式会社アワバリュー監査役

当社との特別の利害関係

なし

- (注) 1. 監査役候補者糸本明浩氏は、当社の主要株主であるキユーピー株式会社の業務執行者であります。なお、糸本明浩氏は2026年2月24日に同社を退職予定であります。
2. 浅井純子氏は、社外監査役候補者であります。
3. 当社は監査役候補者浅井純子氏が選任された場合には、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届出する予定であります。
4. 監査役との責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。
- 当社は、当社と監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。当該責任限定契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。当社は、監査役候補者浅井純子氏が選任された場合には、同氏と当該責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、監査役との間で、会社法第430条の第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。ただし、当該補償契約によって会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、悪意または重過失の場合には補償の対象としないこととしております。なお、監査役候補者糸本明浩および浅井純子の両氏の選任が承認された場合には、当社は両氏と当該補償契約を締結する予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役および監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。候補者糸本明浩および浅井純子の両氏の選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約により被保険者の争訟費用、訴訟対応費用、調査対応費用、信頼回復費用等の損害が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするために、悪意または重過失の場合には填補の対象としないこととしております。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

[ご参考] 第2号議案および第3号議案が承認されたのちの経営体制（予定）

氏名	地位	社外	指名 報酬 委員	専門性と経験								
				経営	物流 事業	食品 事業	マーケ ティング・ 営業	人事・ 労務	財務・ 会計	法務・ リスク マネジ メント	IT・ デジタル テクノ ロジー	グロー バル
富田 仁一	代表 取締役社長		○	●		●	●					
犬塚 英作	取締役			●	●						●	
岡田 敦	取締役			●	●		●					
高山 典之	取締役			●	●							●
山本 幸喜	取締役		○	●	●			●	●	●		●
田中 元樹	取締役					●			●	●		
川又 義寛	取締役	○	○	●			●					●
小西 宏和	取締役	○	○	●			●				●	
稻橋 邦彦	取締役	○	○	●	●							
杉本 健策	常勤監査役				●					●		●
糀本 明浩	常勤監査役					●						●
越智 多佳子	監査役	○							●			
加藤 知子	監査役	○								●		●
浅井 純子	監査役	○							●			

以上

事業報告 (2024年12月1日から2025年11月30日まで)

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済におきまして、景気は緩やかに回復し、個人消費などには持ち直しの動きが見られたものの、物価高や米国の通商政策の影響などによる不透明感が見られました。

食品物流業界におきましては、インバウンドの増加が続いたものの、食品の値上がりによる消費者の節約志向の継続に加え、人手不足やコストアップなど、事業環境は先行き不透明な状況が続きました。

当社は、企業理念やこれまでの歩み、取り巻く環境などを踏まえ、今後も社会に必要とされる企業グループであり続けるために、中長期的なめざす姿として「グループビジョン2036」を策定いたしました。1966年設立以来、社訓である「創意工夫」を重ねながら、4温度帯の全国物流ネットワークを開拓してきた当社グループは、温度管理技術を活かし「作り手」と「使い手」の「つなぎ手」として、豊かな暮らしを支えてまいります。

「グループビジョン2036」実現に向けた第一歩として、2025年11月期から2028年11月期までの4カ年を対象とした第8次中期経営計画を策定いたしました。「物流の持続性確保と新たな価値創出」をテーマに掲げ、「国内事業の整備」「新領域の拡充と更なる開拓」「経営基盤の強化」と、3つを基本方針として取り組みを推進しております。

当連結会計年度における営業収益は、共同物流事業における、適正料金施策や既存取引の拡大に加え、関連事業における、車両・燃料販売やインドネシアの配達業務の取引拡大などにより、前年を上回りました。営業利益は、インドネシアにおける保管貨物の減少などがあったものの、増収による利益増加に加え、コスト改善などにより、前年を上回りました。

以上の結果、当連結会計年度の業績につきまして、営業収益は2,026億2百万円（前期比3.8%増）、営業利益は56億44百万円（同1.5%増）、経常利益は48億20百万円（同1.4%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は26億48百万円（同0.5%減）となりました。

セグメントの業績は以下のとおりであります。

(共同物流事業)

共同物流事業の営業収益は、適正料金施策や既存取引の拡大などにより、前年を上回りました。利益面は、運送・倉庫のコストアップなどがあったものの、増収による利益増加やコスト改善などにより、前年を上回りました。

この結果、営業収益は1,370億82百万円（前期比3.4%増）となり、営業利益は29億64百万円（同15.9%増）となりました。

（専用物流事業）

専用物流事業の営業収益は、適正料金施策が進捗したものの、チェーンストアに関する取引減少などにより、前年を下回りました。利益面は、労務費などの費用増加があったものの、適正料金施策や、チェーンストアに関する取引減少による収益の適正化などにより、前年を上回りました。

この結果、営業収益は399億2百万円（前期比0.3%減）となり、営業利益は14億46百万円（同9.4%増）となりました。

（関連事業）

関連事業の営業収益は、国内における車両・燃料販売の増加や、インドネシアの配達業務の取引拡大などにより、前年を上回りました。利益面は、増収による利益増加があったものの、インドネシアにおける保管貨物の減少などにより、前年を下回りました。

この結果、営業収益は256億17百万円（前期比13.4%増）となり、営業利益は11億98百万円（同27.1%減）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました企業集団の設備投資の総額は125億13百万円（消費税等別）であり、その主なものは、共同物流事業において、冷蔵庫設備の更新、営業車両の新規取得、買い替えなど45億33百万円の設備投資を実施いたしました。また、専用物流事業において、営業車両の新規取得、買い替えなど9億33百万円の設備投資を実施いたしました。関連事業において、国内における賃貸用産業車両の新規取得、買い替えおよび、インドネシアにおける冷蔵庫設備取得など70億45百万円の設備投資を実施いたしました。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、主に設備投資資金として長期借入金114億94百万円の調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社は、2025年11月21日にフードクオリティーロジスティクス株式会社を吸収合併いたしました。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3連結会計年度の財産および損益の状況

区分		第57期 (2022年11月期)	第58期 (2023年11月期)	第59期 (2024年11月期)	第60期 (当連結会計年度) (2025年11月期)
営業収益	(百万円)	179,649	184,617	195,192	202,602
経常利益	(百万円)	3,259	3,470	4,887	4,820
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	1,458	△1,334	2,660	2,648
1株当たり当期純利益	(円)	58.67	△53.70	107.04	106.54
総資産額	(百万円)	118,976	118,874	130,635	136,573
純資産額	(百万円)	52,155	51,455	54,653	57,162
1株当たり純資産額	(円)	1,665.15	1,616.98	1,725.99	1,822.13

(注)1. 第57期（2022年11月期）の期首より、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しております。

2. △は損失を表示しています。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	議決権比率		主な事業内容
		直接 (%)	間接 (%)	
キユースーティス株式会社	82	100.00	—	共同物流事業
株式会社エスワイプロモーション	200	51.00	—	共同物流事業
キユースーサービス株式会社	30	100.00	—	関連事業
株式会社キユースーエルプラン	20	100.00	—	共同物流事業
株式会社サンエー物流	38	100.00	—	専用物流事業
株式会社サンファミリー	99	90.00	—	専用物流事業
アクシアロジ株式会社	66	90.00	—	専用物流事業
キユースーアレスト株式会社	20	100.00	—	専用物流事業
上海丘寿儲運有限公司（中国）	1,000	90.00	10.00	関連事業
株式会社フレッシュデリカネットワーク	20	51.00	—	共同物流事業
キユースー四国株式会社	20	100.00	—	共同物流事業
PT Kiat Ananda Cold Storage（インドネシア）	166	51.00	—	関連事業
PT Ananda Solusindo（インドネシア）	1,439	51.00	—	関連事業
PT Manggala Kiat Ananda（インドネシア）	766	51.00	—	関連事業
PT Trans Kontainer Solusindo（インドネシア）	116	51.00	—	関連事業

(注) フードクオリティーロジスティクス株式会社は、2025年11月21日に当社と合併いたしました。

(4) 対処すべき課題

①グループビジョン2036

当社グループは、中長期的なめざす姿として「グループビジョン2036」を策定いたしました。1966年設立以来、社訓である『創意工夫』を重ねながら、4温度帯の全国物流ネットワークを開拓してきた当社グループは、温度管理技術を活かし「作り手」と「使い手」の「つなぎ手」として、豊かな暮らしを支えてまいります。

グループビジョン2036

温度管理物流のパイオニアとして成長を続け、
日本からアジアに広がる物流ネットワークで豊かな暮らしをささえるグループをめざします

温度管理物流のパイオニア	日本からアジアにつながる 物流ネットワーク	豊かな暮らしを支える
1966年設立以来、社訓である「創意工夫」を重ねながら、4温度帯の物流ネットワークを構築してきたこと	日本で培った温度管理技術を活かし、 事業領域を広げていくこと	「作り手」と「使い手」の「つなぎ手」として、豊かな暮らしに貢献していくこと

②中期経営計画（2025年11月期～2028年11月期）

「グループビジョン2036」実現に向けた第一歩として、2025年11月期から2028年11月期までの4カ年を対象とした第8次中期経営計画を策定いたしました。中期経営計画の最終年度となる2028年11月期の業績目標は、営業収益2,100億円、営業利益73億50百万円、営業利益率3.5%、自己資本利益率（ROE）6%以上としております。

今後の見通しとしては、景気は緩やかな回復が続くことが期待されるものの、物価上昇の継続による消費者マインドの動向や、人手不足やコストアップなど、事業環境に及ぼす影響に十分な注視が必要であると捉えています。

このような状況のなか、当社グループは、引き続き第8次中期経営計画（2025年11月期から2028年11月期）の「物流の持続性確保と新たな価値創出」を推進し、「国内事業の整備」「新領域の拡充と更なる開拓」「経営基盤の強化」と、3つの基本方針に沿った施策に取り組んでまいります。

2026年11月期の業績につきまして、営業収益は2,050億円（前期比1.2%増）、営業利益は57億円（同1.0%増）、経常利益は44億円（同8.7%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は21億円（同20.7%減）の予想となっております。

テーマ

物流の持続性確保と新たな価値創出

基本方針

国内事業の整備	新領域の拡充と更なる開拓	経営基盤の強化
<ul style="list-style-type: none"> ・物流基盤の拡充と更なる最適化・効率化 ・利益改善施策の実行 ・事業セグメントの再編 	<ul style="list-style-type: none"> ・海外における新たな地域への進出 ・新規事業開発体制の整備 ・新規事業の探索 	<ul style="list-style-type: none"> ・人材の採用強化と成長を促す環境の拡充 ・サステナビリティ経営の更なる推進 ・資本政策など企業価値向上に向けた精査と対応

③サステナビリティ経営

[サステナビリティ基本方針]

当社グループは、サステナビリティ経営を進めることができることでグループのさらなる成長とすべてのステークホルダーの幸せにつながるものと考えており、サステナビリティ経営を企業価値の向上の実現に向けた経営の重要な課題のひとつととらえて、サステナビリティ基本方針を制定いたしました。

サステナビリティ基本方針

キユーソー流通システムグループは、グループ経営理念である

「わたしたちは 人と食を笑顔で結び いつも信頼される企業グループです」の考えに基づき、
社会インフラを担う食品物流のリーディングカンパニーとして、ステークホルダーとともに環境課題や
社会課題に誠実に取り組み、人々が笑顔で暮らし続けられる『持続可能な社会の実現』に貢献します

[サステナビリティ推進委員会]

当社は、環境、社会に関する全社的な取り組みを推進する組織として「サステナビリティ推進委員会」を設置し、取締役会およびサステナビリティ推進委員会にて、継続的にサステナビリティに関する取り組みを推進してまいります。サステナビリティ推進委員会は、マテリアリティの分析・検討や各種目標・サステナビリティ基本方針の取りまとめなどを行い、その審議の結果を取締役会へ年4回程度報告いたします。なお、サステナビリティ推進委員会は代表取締役社長が委員長となっております。

[マテリアリティ（サステナビリティ重要課題）]

当社グループは、持続可能な地球環境への貢献、安全・安心な社会の実現、人権とダイバーシティの尊重、従業員の成長と活躍できる機会創出、パートナーシップの強化、ガバナンスの推進の6つの項目をマテリアリティ（サステナビリティ重要課題）とし、14のテーマを掲げました。当社は、14のテーマにしっかりと取り組むことで、サステナビリティ経営を推進しております。

マテリアリティ（重要課題）	取り組みテーマ	主要なゴール
持続可能な地球環境への貢献	脱炭素社会の実現	
	資源管理と資源循環の推進	
安全・安心な社会の実現	運輸安全マネジメント	
	労働安全衛生の推進	
	物流品質マネジメント	
人権とダイバーシティの尊重	ビジネスと人権に関する体制構築	
	ダイバーシティの推進	
従業員の成長と活躍できる機会創出	働きやすさと働きがいのある職場環境作り	
	人材育成・確保	
パートナーシップの強化	ステークホルダーとのコミュニケーション	
	取引先・協力会社と連携した ESG 推進	
ガバナンスの推進	リスクマネジメントの推進	
	コンプライアンスの徹底	
	情報セキュリティの強化	

[人権方針]

当社グループは、人権を尊重する責任を果たすため、人権方針を制定いたしました。

人権方針

i. 【人権尊重に関するキユーソー流通システムグループの考え方】

キユーソー流通システムグループは、事業活動のすべての過程で、直接または間接的に人権に影響を及ぼす可能性があることを認識し、ビジネスに関わるすべての人の人権を尊重するために、「キユーソー流通システムグループ人権方針」（以下、本方針）をここに定めます。

社是である「業業偕悦」の実践には、人権の尊重が不可欠です。当社グループで働く役員および従業員は、人権への負の影響を引き起こすことがないように、または間接的に加担することがないように責任を持って行動し、それぞれが働きがいを持って安心して働けるように努めます。

ii. 【人権方針の適用範囲】

本方針はキユーソー流通システムグループすべての役員および従業員に適用します。

また、ビジネスパートナーを含むステークホルダーに対し、本方針の遵守を期待し、働きかけます。

iii. 【人権に関する国際規範および法令の遵守】

キユーソー流通システムグループは、「国際人権章典」や国際労働機関（ILO）の「労働の基本原則および権利に関するILO宣言」などの人権に関する国際規範を尊重します。

また、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」を基に本方針を策定し、事業活動を行う国内法や規制を遵守し、国際的な人権の原則を尊重するための方法を追求していきます。国際的に認められた基準と各地域の法令との間に差異がある場合は、より高い基準に従い、現地法令を尊重しつつ、より国際的な人権の原則を尊重するための方法を追求します。

iv. 【人権に関するガバナンス体制】

株式会社キユーソー流通システムの取締役会が本方針の運用を監督する責任を担います。

v. 【人権デュー・ディリジェンスの実施】

キユーソー流通システムグループは、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づき、人権デュー・ディリジェンスの仕組みを構築し、当社グループの事業活動において与えうる人権への負の影響を特定し、適切な手段を講じ、その防止、または軽減を図るよう努めます。

vi. 【是正・救済】

キユーソー流通システムグループの事業活動が人権に対する負の影響を引き起こしたこと、または負の影響を助長したことが明らかになる場合、適切な手段を通じて、その、是正・救済に取り組みます。

また、当社グループでは社内外のステークホルダーからの相談を受け付けるための窓口を設置、運用してまいります。本窓口の運用に際しては、相談者が報復などの不利益を被ることがないよう運用します。

vii. 【教育・研修】

キユーソー流通システムグループは、本方針がすべての事業活動に組み込まれ、効果的に実行されるよう、適切な教育・研修を行います。

viii. 【ステークホルダーとの対話・協議】

キユーソー流通システムグループは、本方針の一連の取り組みにおいて、関連するステークホルダーや社外の専門家との対話・協議を継続的かつ真摯に行います。

ix. 【情報開示】

キユーソー流通システムグループは、本方針に基づく人権尊重の取り組みについて、定期的に開示します。

(5) 主要な事業内容 (2025年11月30日現在)

事業区分	主要な会社	主な事業内容
共同物流事業	(株)キユーソー流通システム キユーソーティス(株) (株)エスワイプロモーション (株)キユーソーエルプラン 他2社	<ul style="list-style-type: none"> ・食品の保管・荷役、全国共同配送 ・原材料である油脂・食酢等のローリー輸送
専用物流事業	(株)サンファミリー アクシアロジ(株) 他2社	<ul style="list-style-type: none"> ・コンビニエンスストアなどの物流センターオペレーション業務
関連事業	キユーソーサービス(株) PT Kiat Ananda Cold Storage PT Ananda Solusindo PT Manggala Kiat Ananda PT Trans Kontainer Solusindo 他1社	<ul style="list-style-type: none"> ・車両・物流機器・燃料等の販売 ・中国における倉庫・輸配送 ・インドネシアにおける倉庫・輸配送・フォワーディング

(6) 主要な営業所等 (2025年11月30日現在)

① 当社

本社	東京都調布市	
【共同物流事業】		
東日本支社	茨城県猿島郡五霞町	1 SLC・16営業所・3センター
中日本支社	東京都府中市	2 SLC・11営業所・4センター・1 T C
西日本支社	兵庫県神戸市東灘区	1 SLC・15営業所・3センター

② 子会社

キユーソーティス株式会社	東京都調布市	(本社他24営業所)
株式会社エスワイプロモーション	東京都江東区	(本社他14営業所)
キユーソーサービス株式会社	東京都調布市	(本社他13営業所)
株式会社キユーソーエルプラン	東京都調布市	(本社他7ブロック)
株式会社サンエー物流	東京都昭島市	(本社他7営業所)
株式会社サンファミリー	埼玉県三郷市	(本社他20営業所)
アクシアロジ株式会社	大阪府枚方市	(本社他11営業所)
キユーソーアレスト株式会社	大阪府枚方市	(本社他4営業所・3センター)
上海丘寿儲運有限公司	中国・上海市	(本社他2営業所)
株式会社フレッシュデリカネットワーク	東京都府中市	(本社他3営業所)
キユーソー四国株式会社	香川県綾歌郡宇多津町	(本社他6営業所)
PT Kiat Ananda Cold Storage	インドネシア・ブカシ	(本社他4支店)
PT Ananda Solusindo	インドネシア・ボゴール	
PT Manggala Kiat Ananda	インドネシア・ジャカルタ	
PT Trans Kontainer Solusindo	インドネシア・ブカシ	

(7) 従業員の状況 (2025年11月30日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
共同物流事業	3,430名 (2,636名)	99名 (22名)
専用物流事業	2,263名 (3,136名)	△26名 (17名)
関連事業	2,126名 (27名)	379名 (5名)
全社 (共通)	152名 (22名)	△4名 (1名)
合 計	7,971名 (5,821名)	448名 (45名)

(注) 1. 従業員数は就業人数であり、臨時雇用者数は()内に年間の平均人数を外数で記載しております。

2. 全社 (共通) として、記載されている従業員数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
646名 (274名)	2名増	40.1歳	15.1年

(注) 従業員数は就業人数であり、臨時雇用者数は()内に年間の平均人数を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2025年11月30日現在)

借入先	借入金残高（百万円）
PT Bank Central Asia Tbk	16,717
株式会社三井住友銀行	8,989
株式会社みずほ銀行	5,822
株式会社三菱UFJ銀行	4,700
農林中央金庫	3,191
PT Bank Resona Perdania	2,021
PT Bank BCA Syariah	1,525
株式会社りそな銀行	260
株式会社商工組合中央金庫	203
三井住友信託銀行株式会社	100
日本生命保険相互会社	8

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の現況

(1) 株式に関する事項 (2025年11月30日現在)

① 発行可能株式総数	73,200,000株
② 発行済株式の総数	25,355,800株
③ 株主数	11,793名
④ 単元株式数	100株
⑤ 上位10名の株主	

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
キユーピー株式会社	10,760	43.29
株式会社中島董商店	1,474	5.93
三菱倉庫株式会社	1,267	5.10
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	1,248	5.02
MSIP CLIENT SECURITIES	987	3.97
キユースター株持株会	671	2.70
JPモルガン証券株式会社	519	2.09
株式会社日本カストディ銀行	509	2.05
野村證券株式会社	375	1.51
JP JPMSE LUX RE UBSAG LONDON BRA NCH EQCO	246	0.99

(注) 当社は、自己株式499,297株を保有しておりますが、上記上位10名の株主から除いております。また、持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況 (2025年11月30日現在)
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役および監査役の状況 (2025年11月30日現在)

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	富田 仁一	キューソーサービス株式会社 代表取締役社長
取締役	犬塚 英作	執行役員 専用物流事業担当兼開発本部管掌
取締役	岡田 敦	執行役員 共同物流事業担当兼業務本部長
取締役	高山 典之	執行役員 関連事業担当兼海外推進室長 PT Kiat Ananda Cold Storage 代表コミサリス PT Ananda Solusindo 代表コミサリス PT Manggala Kiat Ananda 代表コミサリス PT Trans Kontainer Solusindo 代表コミサリス 上海丘寿儲運有限公司 董事長
取締役	山本 幸喜	執行役員 管理担当兼人事本部長
取締役	渡邊 龍太	キユーピー株式会社 取締役常務執行役員 サプライチェーンマネジメント担当
取締役	大槻 啓子	一般社団法人日本医療資源開発促進機構 理事 株式会社エスコン 取締役（社外、指名・報酬諮問委員会委員）
取締役	川又 義寛	株式会社ビジョナリーボード 代表取締役
取締役	濱岡 健	
常勤監査役	杉本 健策	
常勤監査役	藤岡 晃	
監査役	小西 宏和	
監査役	越智 多佳子	越智公認会計士事務所所長 越智多佳子税理士事務所所長 Jトラストグローバル証券株式会社 社外監査役 巴工業株式会社取締役（社外、監査等委員）
監査役	加藤 知子 (戸籍名：志村 知子)	隼町法律事務所弁護士 株式会社ストライク取締役（社外、監査等委員） 株式会社税研情報センター取締役

- (注) 1. 取締役大槻啓子、川又義寛および濱岡健の3氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、東京証券取引所に対し、取締役大槻啓子、川又義寛、濱岡健および監査役小西宏和、越智多佳子、加藤知子の6氏を独立役員として届け出しております。
3. 監査役小西宏和、越智多佳子および加藤知子の3氏は、社外監査役であります。
4. 監査役越智多佳子氏は、公認会計士の資格を有しております、財務および会計に関する相当程度の知識を有しております。
5. 監査役加藤知子氏は、弁護士の資格を有しております。
6. 責任限定契約の内容の概要
- 当社と社外取締役大槻啓子、川又義寛および濱岡健の3氏、取締役渡邊龍太氏ならびに社外監査役小西宏和、越智多佳子および加藤知子の3氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該責任限定契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役大槻啓子、川又義寛および濱岡健の3氏、取締役渡邊龍太氏ならびに社外監査役小西宏和、越智多佳子および加藤知子の3氏が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときには限られます。

② 事業年度中に退任した取締役および監査役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位、担当および重要な兼職の状況
西尾秀明	2025年2月26日	任期満了	取締役会長
伊藤隆一	2025年2月26日	任期満了	取締役執行役員 管理担当兼人事本部長
飯塚佳都子	2025年2月26日	任期満了	社外監査役 シティユーワ法律事務所 パートナー ウェルネオシュガー株式会社 取締役（社外） ユシロ化学工業株式会社 取締役（社外、監査等委員）

③ 補償契約の内容の概要等

当社は、取締役富田仁一、犬塚英作、岡田敦、高山典之、山本幸喜、渡邊龍太、大槻啓子、川又義寛、濱岡健の9氏および監査役杉本健策、藤岡晃、小西宏和、越智多佳子、加藤知子の5氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。ただし、当該補償契約によって会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするために、悪意または重過失の場合には補償の対象としないこととしております。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役および監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の争訟費用、訴訟対応費用、調査対応費用、信頼回復費用等の損害が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、悪意または重過失の場合には填補の対象としないこととしております。

⑤ 取締役および監査役に支払った報酬等の総額

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役等の報酬の決定に独立社外取締役の適切な関与・助言を得て、取締役会の機能の独立性・客觀性と説明責任を強化するため、2019年12月25日開催の取締役会にて、指名・報酬委員会を設置しております。

当社は取締役等の報酬の決定にあたり、指名・報酬委員会の審議を経て、取締役会にて取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が指名・報酬委員会にて審議された内容および取締役会で決議された決定方針に沿うものであると判断しております。また、指名・報酬委員会の独立性を確保するため、委員の半数以上が独立社外取締役となっております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

報酬等の額またはその算定方法の決定に関しては、役位・職責に応じた固定報酬である基本報酬および会社業績や各取締役の経営への貢献度に応じて支給する業績連動報酬を基本として支給することとしております。

(取締役)

社外取締役を除く取締役の報酬は、役位・職責に応じた固定報酬である基本報酬、会社業績や各取締役の経営への貢献度に応じて支給する業績連動報酬で構成されております。会社業績の評価は、本業の業績向上を通じた企業価値向上をより強く意識することを目的に、連結営業利益を指標として評価することとしております。なお、報酬額全体に占める基本報酬と業績連動報酬の構成割合は、おおよそ8：2となります。当該指標にかかる当連結会計年度の目標値は連結営業利益5,600百万円であり、実績値は連結営業利益5,644百万円であります。

また、中長期の業績を反映させる観点から、報酬の一定額を拠出し役員持株会を通じて自社株式を購入することとし、購入した株式は在任期間中、その全てを保有することを奨励しております。

取締役の報酬の額は、指名・報酬委員会に諮った上で、2007年2月22日開催の第41回定時株主総会において決議された総額の範囲内において取締役会でこれを決定しております。なお、個別の報酬額は代表取締役が取締役会からの委任を受けて、指名・報酬委員会での審議内容に基づき決定しております。

当該事業年度における取締役の個人別の報酬等の内容は、指名・報酬委員会での審議を踏まえて取締役会で決定することとしていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

社外取締役の報酬は、業務執行から独立した立場であることを鑑み、固定報酬である基本報酬のみとしております。

(監査役)

監査役の報酬については、監査役の協議により決定しており、その役割と独立性の観点から固定報酬である基本報酬のみとしております。

□. 当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	員数 (名)	固定報酬 (百万円)	業績連動報酬 (百万円)	合計 (百万円)
取締役	11	91	24	116
(うち社外取締役)	(3)	(10)	—	(10)
監査役	6	47	—	47
(うち社外監査役)	(4)	(10)	—	(10)
合計	17	139	24	164
(うち社外役員)	(7)	(21)	—	(21)

- (注) 1. 取締役の報酬額は、2007年2月22日開催の第41回定時株主総会において年額360百万円以内（使用者兼務取締役の使用者分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、12名（うち、社外取締役は3名）です。
2. 監査役の報酬額は、2007年2月22日開催の第41回定時株主総会において年額72百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名（うち、社外監査役は2名）です。
3. 上表の業績連動報酬総額は、当事業年度における役員賞与引当金繰入額であります。
4. 期末日現在、取締役9名、監査役5名であります。
5. 取締役会は、代表取締役社長富田仁一氏に対し、各取締役の固定報酬の額および業績連動報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、指名・報酬委員会の同意を得ております。

⑥ 社外役員に関する事項

イ. 重要な兼職先の状況（他の法人等の業務執行者である場合）および当社と当該他の法人との関係

氏名	重要な兼職先の状況
取締役 川 又 義 寛	株式会社ビジョナリーボード 代表取締役
監査役 越 智 多佳子	越智公認会計士事務所所長 越智多佳子税理士事務所所長
監査役 加 藤 知 子	隼町法律事務所弁護士

- (注) 1. 株式会社ビジョナリーボードと当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 越智公認会計士事務所および越智多佳子税理士事務所と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 隼町法律事務所と当社との間には、特別の利害関係はありません。

ロ. 重要な兼職先の状況（他の法人等の社外役員等である場合）および当社と当該他の法人との関係

氏名	重要な兼職先の状況
取締役 大 榻 啓 子	一般社団法人日本医療資源開発促進機構 理事 株式会社エスコン 取締役（社外、指名・報酬諮問委員会委員）
監査役 越 智 多佳子	J トラストグローバル証券株式会社 社外監査役 巴工業株式会社取締役（社外、監査等委員）
監査役 加 藤 知 子	株式会社ストライク取締役（社外、監査等委員） 株式会社税研情報センター取締役

- (注) 1. 一般社団法人日本医療資源開発促進機構と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 株式会社日本エスコンと当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. J トラストグローバル証券株式会社と当社との間には、特別の利害関係はありません。
4. 巴工業株式会社と当社との間には、特別の利害関係はありません。
5. 株式会社ストライクと当社との間には、特別の利害関係はありません。
6. 株式会社税研情報センターと当社との間には、特別の利害関係はありません。

ハ. 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者との親族関係

該当事項はありません。

二. 当事業年度における主な活動状況

氏名	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 大 榎 啓 子	<p>当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席となっております。</p> <p>証券アナリストとしての知見・経験から、企業分析の観点での意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行うとともに業務執行取締役と会計監査人との取締役ミーティング、監査役の合同監査（営業所や子会社への現地確認を含む）に参加しております。</p> <p>また、指名・報酬委員会の委員として、開催された委員会に出席しており、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。</p>
取締役 川 又 義 寛	<p>当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席となっております。</p> <p>経営コンサルタントとしての知見・経験から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行うとともに業務執行取締役と会計監査人の取締役ミーティング、監査役の合同監査（営業所や子会社への現地確認を含む）に参加しております。</p> <p>また、指名・報酬委員会の委員として、開催された委員会に出席しており、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。</p>
取締役 濱 岡 健	<p>当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席となっております。</p> <p>事業会社の営業担当役員および知的財産に関する事業企画部門責任者としての経験から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行うとともに業務執行取締役と会計監査人の取締役ミーティング、監査役の合同監査（営業所や子会社への現地確認を含む）に参加しております。</p> <p>また、指名・報酬委員会の委員として、開催された委員会に出席しており、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。</p>
監査役 小 西 宏 和	<p>当事業年度に開催された取締役会14回、監査役会14回の全てに出席となっております。</p> <p>事業会社におけるIT・デジタルテクノロジーに関する豊富な事業経験と経営に関する資質・見識から取締役会において、業務執行状況、内部牽制に関する発言を行っており、監査役会において、監査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項について、必要な発言を積極的に行うとともに業務執行取締役と会計監査人との取締役ミーティング、監査役の合同監査（営業所や子会社への現地往査を含む）に参加しております。</p>

氏名	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
監査役 越 智 多佳子	<p>当事業年度に開催された取締役会14回、監査役会14回の全てに出席となっております。</p> <p>会計実務家としての見地から取締役会において、業務執行状況、内部牽制に関する発言を行っており、監査役会において、監査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項について、必要な発言を積極的に行うとともに業務執行取締役と会計監査人との取締役ミーティング、監査役の合同監査（営業所や子会社への現地往査を含む）に参加しております。</p>
監査役 加 藤 知 子	<p>就任後、当事業年度に開催された取締役会11回、監査役会10回の全てに出席となっております。</p> <p>法律家の見地から取締役会において、業務執行状況、内部牽制に関する発言を行っており、監査役会において、監査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項について、必要な発言を積極的に行うとともに業務執行取締役と会計監査人との取締役ミーティング、監査役の合同監査（営業所や子会社への現地往査を含む）に参加しております。</p>

ホ. 社外役員が親会社および子会社等から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

ヘ. 社外取締役および社外監査役を選任する際の独立性に関する基準または方針

当社は、東京証券取引所が独立性を欠くおそれがあるとして列挙したいずれの事由にも該当しない社外取締役および社外監査役を全て独立役員として指定しております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額（百万円）
1. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	68
2. 当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	68

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
 2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切かどうかについて検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。
 3. 当社の重要な子会社のうち在外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役が、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人が職務を適切に執行することが困難であると認められる場合、その他必要と判断される場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2025年11月30日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
(資 産 の 部)	
流 動 資 産	32,379
現 金 及 び 預 金	4,529
受取手形及び営業未収入金	25,215
商 品	69
貯 藏 品	253
前 払 費 用	1,093
そ の 他 の 流 動 資 産	1,388
貸 倒 引 当 金	△171
固 定 資 産	104,194
有 形 固 定 資 産	81,803
建 物 及 び 構 築 物	15,575
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	18,737
工 具 、 器 具 及 び 備 品	4,076
土 地	30,613
リ 一 ス 資 産	3,895
建 設 仮 勘 定	8,905
無 形 固 定 資 産	6,772
の れ ん	1,227
顧 客 関 連 資 産	1,827
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	3,718
投 資 そ の 他 の 資 産	15,617
投 資 有 価 証 券	4,481
長 期 貸 付 金	241
長 期 前 払 費 用	128
退 職 給 付 に 係 る 資 産	4,021
繰 延 税 金 資 産	543
敷 金 保 証 金	4,254
そ の 他 の 投 資 そ の 他 の 資 産	2,000
貸 倒 引 当 金	△53
資 産 合 計	136,573

科目	金額
(負 債 の 部)	
流 動 負 債	45,039
支 払 手 形 及 び 営 業 未 払 金	16,178
短 期 借 入 金	15,314
リ 一 ス 債 務	1,194
未 払 金	3,947
未 払 費 用	4,650
未 払 法 人 税 等	873
賞 与 引 当 金	846
役 員 賞 与 引 当 金	75
資 産 除 去 債 務	18
そ の 他 の 流 動 負 債	1,940
固 定 負 債	34,371
長 期 借 入 金	28,226
リ 一 ス 債 務	2,451
長 期 未 払 金	264
長 期 割 賦 未 払 金	1
繰 延 税 金 負 債	2,220
退 職 給 付 に 係 る 負 債	319
資 産 除 去 債 務	705
預 け 保 証 金	181
負 債 合 計	79,410
(純 資 産 の 部)	
株 主 資 本	41,365
資 本 金	4,063
資 本 剰 余 金	4,198
利 益 剰 余 金	33,465
自 己 株 式	△361
そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	3,926
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,189
為 替 換 算 調 整 勘 定	1,306
退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	1,430
非 支 配 株 主 持 分	11,871
純 資 産 合 計	57,162
負 債 純 資 産 合 計	136,573

連結損益計算書 (2024年12月1日から2025年11月30日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
営業収益	202,602
原価	190,262
営業総利益	12,340
販売費及び一般管理費	6,696
営業利益	5,644
営業外収益	
受取利息	27
受取配当金	52
受取賃貸料	59
持分法による投資利益	18
補助金収入	42
養老保険解約差益	154
受取補償金	31
その他	111
	497
営業外費用	
支払利息	1,185
貸与設備諸費用	51
その他	84
	1,321
経常利益	4,820
特別利益	
固定資産売却益	104
受取保険金	203
	308
特別損失	
固定資産除売却損	106
リース解約損	16
事務所移転費用	42
支払補償金	206
	372
税金等調整前当期純利益	4,755
法人税、住民税及び事業税	1,656
法人税等調整額	△100
当期純利益	3,199
非支配株主に帰属する当期純利益	551
親会社株主に帰属する当期純利益	2,648

連結株主資本等変動計算書 (2024年12月1日から2025年11月30日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	4,063	4,198	31,450	△361	39,351
連結会計年度中の変動額					
剩余金の配当	—	—	△633	—	△633
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	2,648	—	2,648
自己株式の取得	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—
連結会計年度中の変動額合計	—	—	2,014	—	2,014
当期末残高	4,063	4,198	33,465	△361	41,365

	その他の包括利益累計額				非 株 主 持 配 分	純資産合計
	その他の有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	1,085	1,736	729	3,551	11,751	54,653
連結会計年度中の変動額						
剩余金の配当	—	—	—	—	—	△633
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	—	—	2,648
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	104	△429	700	375	119	495
連結会計年度中の変動額合計	104	△429	700	375	119	2,509
当期末残高	1,189	1,306	1,430	3,926	11,871	57,162

計算書類

貸借対照表 (2025年11月30日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
(資 産 の 部)	
流動資産	18,591
現金及び預金	1,992
受取手形	20
営業未収入金	11,538
売掛金	13
商品	18
前払費用	550
関係会社短期貸付金	4,147
その他の流動資産	312
貸倒引当金	△3
固定資産	51,081
有形固定資産	28,492
建物	7,399
機械装置	445
車両運搬器具	4,032
工具	8
土器	930
一時預り地	14,768
無形固定資産	3,314
借地権	37
ソフトウエア	3,221
電話加入権	55
その他の無形固定資産	0
投資その他の資産	19,273
投資有価証券	2,250
関係会社株式	11,756
関係会社出資金	412
長期貸付金	0
関係会社長期貸付金	66
長期前払費用	1,021
繰延税金資産	285
敷金保証金	2,823
保険積立金	560
会員権	51
その他の投資その他の資産	88
貸倒引当金	△44
資産合計	69,672

科目	金額
(負 債 の 部)	
流动負債	33,265
営業未払金	1,781
未払運賃	8,288
買掛金	12
短期借入金	6,500
関係会社短期借入金	9,741
1年以内返済予定の長期借入金	4,377
リース債務	276
未払法人税等	1,085
未払消費税等	527
未払人税等	310
未払消費税等	269
役員賞与引当金	24
その他の流動負債	71
固定負債	11,963
長期借入金	10,535
一時預り金	636
長期未払金	95
退職給付引当金	3
資産除去債務	571
預り保証金	121
負債合計	45,228
(純資産の部)	
株主資本	23,316
資本剰余金	4,063
資本準備金	4,209
利益剰余金	4,209
利益準備金	187
その他利益剰余金	15,217
別途積立金	11,887
繰越利益剰余金	3,330
自己株式	△361
評価・換算差額等	1,128
その他有価証券評価差額金	1,128
純資産合計	24,444
負債純資産合計	69,672

損益計算書 (2024年12月1日から2025年11月30日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
営業収益	94,921
営業原価	91,153
営業総利益	3,767
販売費及び一般管理費	2,444
営業利益	1,323
営業外収益	
受取利息及び配当金	512
受取賃貸料	88
その他の	101
営業外費用	702
支払利息	171
貸与設備諸費用	52
その他の	17
経常利益	1,784
特別利益	
抱合せ株式消滅差益	225
受取保険金	203
特別損失	429
固定資産除売却損	50
リース解約損	7
支払補償費	206
税引前当期純利益	264
法人税、住民税及び事業税	484
法人税等調整額	△140
当期純利益	344
	1,605

株主資本等変動計算書 (2024年12月1日から2025年11月30日まで)

(単位：百万円)

	資本金	株主資本							自己株式	株主資本合計		
		資本剰余金	利益剰余金									
			資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金	別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	4,063	4,209	187	11,887	2,358	14,433	△361	22,344				
事業年度中の変動額												
剰余金の配当	－	－	－	－	△633	△633	－	△633				
当期純利益	－	－	－	－	1,605	1,605	－	1,605				
自己株式の取得	－	－	－	－	－	－	－	－				
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	－	－	－	－	－	－	－	－				
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	971	971	－	971				
当期末残高	4,063	4,209	187	11,887	3,330	15,404	△361	23,316				

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	1,043	1,043	23,388	
事業年度中の変動額				
剰余金の配当	－	－	△633	
当期純利益	－	－	1,605	
自己株式の取得	－	－	－	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	84	84	84	
事業年度中の変動額合計	84	84	1,055	
当期末残高	1,128	1,128	24,444	

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年1月19日

株式会社キユースー流通システム
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 山 村 竜 平
指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 武 澤 玲 子

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社キユースー流通システムの2024年12月1日から2025年11月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社キユースー流通システム及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうかを結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年1月19日

株式会社キユースー流通システム

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員

公認会計士 山 村 竜 平

公認会計士 武 澤 玲 子

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社キユースー流通システムの2024年12月1日から2025年11月30日までの第60期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年12月1日から2025年11月30日までの第60期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年1月19日

株式会社キユーソー流通システム	監査役会
常勤監査役 杉本 健策	印
常勤監査役 藤岡 晃	印
社外監査役 小西 宏和	印
社外監査役 越智多佳子	印
社外監査役 加藤 知子	印

以上



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。